

# 木造住宅耐震化に関する 支援等制度のご案内

## 容易な耐震診断調査による 除却工事

「倒壊の危険性あり」と判断された木造住宅の除却工事

上限 **20万円** を補助

1敷地・1回限り（過去に本制度を利用して除却工事を行っていないこと）

「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」

令和7年度から、申請者自らが実施する「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」による耐震診断によって、倒壊の危険性があると判断できるものについて、除却工事の補助の対象となりました。（補強計画・補強工事は対象外です）

### 対象となる住宅

市内にある、昭和56年5月31日以前に建てられた又は工事を着工された木造住宅（3階建て以下）であること。

- ※ 木造とは、軸組工法、桝組壁工法、伝統的工法を対象とし、プレハブ工法、丸太組工法、木質パネル工法等は対象外です。
- ※ 戸建て住宅のほか、長屋建て住宅、共同住宅も対象です。
- ※ 住宅の離れや建物の過半が住宅である併用住宅も対象です。

### 対象確認チェックリスト

- ※ 以下の項目すべてに該当するものが対象となります。
- 昭和56年5月31日以前に建てられた又は工事を着工された木造住宅です
- 在来軸組構法、伝統的構法、桝組壁工法により建てられたものです
- 建物の柱、梁、小屋組み、壁などの構造体は全て木材作られたものです
- 階数は3階以下です
- 延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されています
- 調査票Ⅱ)の項目にすべて該当します
- 調査票Ⅲ)の項目に1つ以上該当します

## 容易な耐震診断調査票による申込みの事前準備

以下の書類等をご用意ください。

- ・ 「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」原則、住宅の所有者が調査票に必要事項を記載してください。
- ・ 調査票Ⅲ)の項目に該当することが分かる写真  
住宅全体が分かる写真  
例えば、近隣の建築物が写り込むような当該住宅全体の写真  
危険性があると判断できる箇所の写真  
例えば、住宅の「北面」や「南面」など、どのあたりにあるか示すもの及び、該当箇所のアップ写真
- ・ 併用住宅の場合は、延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されていることがわかる根拠資料

## 「申込み」から「補助金交付の確定」まで

除却工事「申込み」から「補助金交付の確定」までの手順をご覧ください。

原則、住宅の所有者が「**鈴鹿市木造住宅耐震補強工事等事業補助金交付申請書**」に必要事項を記載のうえ、以下の必要書類を添付して建築指導課までお申込みください。

- ・ 上記「事前準備」書類等
- ・ 除却工事に要する経費の見積書等の写しその他必要書類

## 参考 除却工事補助金の額

除却工事に要する費用（円）（事務費等は対象外）		
	うち、補助金の額（円）	うち、自己負担額（円） （事務費等は全額負担）
～ 869,565	左欄の額の23/100（※1）	補助金の額を除いた額
869,566 ～	200,000	200,000を除いた額

※1 補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。